

大和市告示第113号

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成25年5月28日

大和市長 大木 哲

大和市国民健康保険税減免取扱要綱の一部を改正する要綱

大和市国民健康保険税減免取扱要綱（平成20年大和市告示第71号）の一部を次のように改正する。

第9条第2号中「旧被扶養者」の次に「(大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号。以下「条例」という。)第23条第1号及び第2号に掲げる世帯に属する場合は除く。)」を、「2分の1」の次に「を乗じて得た額」を加え、同条第3号中「属する世帯」の次に「(国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定世帯又は条例第23条第1号若しくは第2号に掲げる世帯である場合は除く。)」を、「減額」の次に「及び国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号イに規定する特定継続世帯に対する減額」を、「2分の1」の次に「を乗じて得た額」を加え、「(国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第2項第9号ロに規定する特定世帯である場合は除く。)」を削る。

第11条第1号中「大和市国民健康保険税条例（昭和27年大和町条例第6号）」を「条例」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。